令和６年11月15日
課　個　６　―　２３

一般社団法人
　情報サービス産業協会会長　様

国税庁　課税部
　　　　個人課税課長

所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の仕様の周知について（依頼）

平素から税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税務署では、提出された所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「申告書」といいます。）、青色申告決算書及び収支内訳書（以下「決算書等」といいます。）並びに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（以下「明細書」といいます。）をＯＣＲ処理しており、毎年、国税庁より、これらの帳票について仕様を公開し、会計ソフトウェア等の開発業者の方々にこの仕様に基づいた帳票の開発をお願いしているところです。

つきましては、多くの開発業者が加盟している貴会を通じ、本年においても別紙により会員各社に対し周知していただきますよう御高配いただきたく、御依頼申し上げます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書等の仕様について

１　ＯＣＲ帳票の仕様公開の趣旨

税務行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り深く感謝しております。

さて、税務署では、提出された所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「申告書」といいます。）、青色申告決算書及び収支内訳書（以下「決算書等」といいます。）並びに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（以下「明細書」といいます。）をＯＣＲ処理しており、毎年、国税庁より、これらの帳票の仕様を公開しています。

会計ソフトウェアの開発業者の皆様がこの仕様に基づいて申告書、決算書等及び明細書を作成するためのソフトウェアを提供されることにより、ＯＣＲ処理をはじめとする税務署の事務処理をスムーズに行うことができるものと考えておりますので、仕様に基づいた帳票の開発に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、デジタル化を背景としまして、近年、e-Taxを利用した確定申告件数が大幅に増加しており、会計ソフトウェアの開発業者の皆様におかれましては、e-Taxへの送信に対応した製品の提供や利用者へのe-Tax利用の周知等にも御協力いただきますよう、併せてお願いいたします。

２　ＯＣＲ帳票の仕様公開に当たっての注意事項

⑴　申告書整理欄の印字

会計ソフトウェアで申告書を印刷する場合には、申告書第一表の整理欄の区分Ａ欄に「１」を印字するようにお願いいたします（令和４年分以降用から)。

⑵　免責事項

この仕様書の内容の正確性については万全を期していますが、国税庁は、この仕様書に含まれる情報の利用に伴って発生した不利益や問題について、どなたに対しても何ら責任を負うものではありません。

⑶　その他

この仕様は、現時点（現在使用中）のものであり、今後の検討などにより変更される場合があります。

なお、仕様に関する御質問等については、以下「問合せ先」に連絡してください。

３　ＯＣＲ帳票の仕様書

別添１「ＯＣＲ帳票仕様書（所得税及び復興特別所得税の確定申告書)」、別添２「ＯＣＲ帳票仕様書（青色申告決算書及び収支内訳書)」及び別添３「ＯＣＲ帳票仕様書（(特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書)」を参照してください。

【問合せ先】
国税庁個人課税課監理第三係
電話　：０３－３５８１－４１６１（代）
E-mail：kojin.kanri3@nta.go.jp

申告書様式の改訂について

申告書様式について次のとおり改訂します。改訂後の申告書は別紙のとおりです。

改　訂　事　項	対象となる申告書
○　「令和６年分特別税額控除」欄の追加 ・令和６年分所得税についての定額による所得税の特別控除（いわゆる定額減税）の対象となる人数及び定額減税の金額を記載する欄の追加	申告書第一表
○　「配偶者や親族に関する事項」欄の改訂 ・「住宅」欄の追加 住宅借入金等特別控除等の税制改正に伴い追加された「特例対象個人」に該当する場合で、一定の要件に該当する親族の場合の記載欄として追加 ・「その他（調整）」欄の「その他」欄への変更 所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者等に該当する場合の記載欄について、定額減税の対象となる同一生計配偶者等に該当する場合においても使用する欄へ変更	申告書第二表
○　「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」欄の改訂 ・記載欄を１行削除	申告書第二表
○　「特例適用条文等」欄の改訂 ・位置及びサイズを変更	申告書第二表
○　該当する番号の変更 ・確定申告書（第一表）に欄を追加したことによる番号の変更	申告書第三表 申告書第四表（一）（二） 申告書第四表付表（一）（三）
○　繰越損失を差し引く計算（２年前及び前年に生じた損失）に係る改訂 ・令和６年能登半島地震に係る被災純損失（所法 70 の２）及び被災雑損失（所法 71 の２）を、納税者の選択により、令和５年分の損失とみなすことができるようになったことに伴う改訂	申告書第四表付表（三）
○　「６　特例対象個人に関する事項等」欄の追加 ・特例対象個人に該当する場合に、該当する要件の番号を記載する欄の追加	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（一面）
○　「⑤　新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高」の区分欄の追加 ・調書方式に対応する金融機関に適用申請書を提出している場合に、該当する番号を記載する欄の追加	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（一面）
○　特例対象個人に係る計算欄の追加 ・「認定住宅等」と「その他の住宅」の順番の入替え	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書（二面）